

守山市結婚新生活支援補助金 申請書類一覧

申請方法：企画政策課の窓口へ必要書類を提出ください。(郵送不可)

※婚姻前や経費発生前の「事前申請」はできません。

必須書類

【原本を提出するもの】

- ・婚姻届出受理証明書、戸籍謄本など婚姻日が分かるもの
- ・住民票の写し (夫婦ともに)
- ・令和8年度(令和7年分)課税(所得)証明書 (夫婦ともに)

【コピーを提出するもの】

- ・補助金の振込先口座が分かるキャッシュカードまたは通帳
- ・対象経費の確認資料として次の①と②
 - ① 契約書
 - ② 領収書など対象経費の支払いを証明するもの
(振込みが分かる通帳のページ、スマホ上の明細をスクリーンショットしたものなどでも可)

【記入して提出するもの】

- ・交付申請書
- ・誓約書 ※二世帯同居の場合は親世帯も署名要
- ・請求書 ※日付と請求額は空欄

HPからダウンロード
または窓口でお渡し

該当する場合に提出が必要な書類

【賃貸経費の場合は全員必須】

- ・住宅手当支給証明書(住宅手当の支給の有無に問わず) ※勤務先が発行したものに限る。

【貸与型奨学金返済額を所得から控除する場合】

- ・令和7年に貸与型奨学金を返済したことが分かる資料として①②のいずれか
 - ①奨学金支払証明書のコピー
 - ②支払額と支払先が明記された通帳の写し

【二世帯同居の場合】

- ・親世帯の戸籍の全部事項証明書または戸籍謄本(原本)
- ・親世帯の住民票の写し(原本)

◎必須書類取得場所

- ・住民票 守山市役所1階市民課またはコンビニエンスストア(マイナンバーカード要)
- ・課税(所得)証明書 R8年1月1日時点での住所地の自治体で発行(守山市の場合は市民課)
- ・婚姻届受理証明書 婚姻届を提出した自治体で発行